監　査　委　員　公　表

監査委員公表第５号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 4 項並びに第 199 条第 2 項の規定に基づく定期監査の結果を、同条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

令和８年 10 月６日

長崎県監査委員　大　安　哲　也
同　　砺　山　祐　実
同　　山　口　初　實
同　　中　村　一　三

令和８年度 長崎県公営企業会計定期監査結果

第１　監査の概要

令和７年度における長崎県公営企業会計（２会計）にかかる財務監査（定期監査）及び行政監査を次のとおり実施した。

１　監査の基準

長崎県監査基準に準拠して実施

２　監査の種類

財務監査（定期監査）（地方自治法第199条第１項及び第４項）
行政監査　　（地方自治法第199条第２項）

３　監査の対象

令和７年度　長崎県交通事業会計
令和７年度　長崎県流域下水道事業会計

４　監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

５　監査の実施内容

監査対象機関から提出された資料等をもとに監査対象の事務・事業の中から抽出したうえで、関係帳簿及び証拠書類を照合し、関係者に質問等を行い、慎重に監査を実施した。

監査対象機関、監査年月日及び監査にあたった監査委員は、別紙のとおりである。

第２　監査の結果

１　総括

事業の管理並びに財務会計事務の執行は、おおむね適正に行われていると認められた。

しかしながら、次表のとおり是正・改善を要する事項が認められたので、適切に対応されたい。

なお、軽微な事項については、その都度当該機関に注意を行った。

○　令和８年度長崎県公営企業会計定期監査結果

（単位：件）

区分		交通事業会計	流域下水道事業会計	計
財務監査	指摘事項	0	0	0
	指導事項	2	0	2
	意見	0	0	0
	計	2	0	2
行政監査	指摘事項	0	0	0
	指導事項	0	0	0
	意見	0	0	0
	計	0	0	0
合計		2	0	2

※　監査結果は、次の区分により取り扱う。

(1) 指摘事項

①　法令、条例又は通達等に違反しているもの
②　機関の意思決定が適切になされていないもの
③　収入確保に適切な措置を要するもの
④　予算を目的外に支出しているもの
⑤　不必要な予算執行をしているもの又は損害を生じているもの
⑥　経済性、効率性、有効性の観点から改善を要するもの
⑦　前回、指摘事項又は指導事項とした事項のうち、是正・改善がされていないもの
⑧　その他、不当又は適正を欠く事項で指摘が適当であると認められるもの

(2) 指導事項

指摘事項の項目に該当するもののうち、軽微と認められるもの

(3) 意　　見

①　執行機関等に改善・検討などを促し、又は注意を喚起することが必要と認められるもの
②　県の組織及び運営の合理化を図るため、特に措置を要すると認められるもの

２　指摘事項及び意見

なし

３　指導事項

交通事業会計 財務監査（事務処理関係）　２件

（別　紙）

○　令和８年度長崎県公営企業会計定期監査の実施状況

監　査　対　象　機　関	予備監査年月日	委員監査年月日	監　査　委　員
交　　通　　局 （長崎県交通事業会計）	令和８年５月27日 令和８年５月28日	令和８年７月13日	大　安　哲　也 砺　山　祐　実 山　口　初　實 中　村　一　三
水　環　境　対　策　課 県　央　振　興　局 （長崎県流域下水道事業会計）	令和８年５月22日 令和８年５月25日	令和８年７月10日	砺　山　祐　実 山　口　初　實 中　村　一　三